

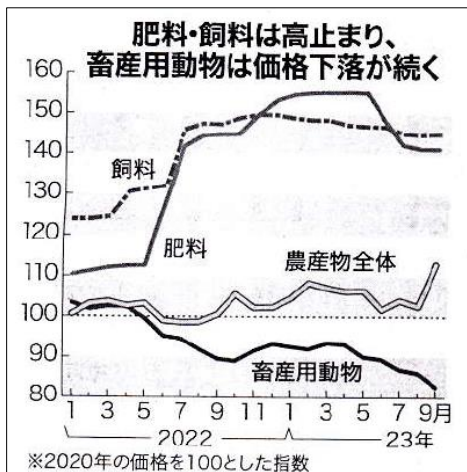
1 事業の目的：畜産農家の現状

(1) 目的

良質な粗飼料生産の基盤を整えるため、計画的な草地更新を支援する。

(2) 国内の状況

国際情勢の影響を受け、配合飼料などの輸入価格が上昇し、国内産の粗飼料増産の重要性が増している。



抜粋『日本農業新聞』令和5年11月16日より

(3) 市内の状況・課題

草地更新に必要な資材の高騰により計画的な更新が滞っている。
草地更新の遅れは、粗飼料の収量の減少・品質の低下を招き、農業経営の悪化につながる。

➤ 粗飼料とは
乾牧草と牧草サイレージ（発酵させたもの）のこと

➤ 草地更新とは
草が経年化して土壌や植生の状態が悪化した草地の生産性を高めるため、更新すること。（具体的には耕起→整地→施肥→播種などの作業を行う）

2 事業内容：自給粗飼料増産補助金（予算額2,700千円）

(1) 内容

草地更新を行う取組に対し、更新に係る資材費（種子、肥料、土壌改良剤及び農薬代等）の一部を補助する。

(2) 対象者

草地更新を行う粗飼料生産農家

(3) 補助率

資材費の1/2以内を補助する。上限額は表のとおり。
1 経営体あたり300aを対象上限とする。

(4) 積算

2,700千円

完全更新 $300a \times 4 \text{ 経営体} \times 15,000/10a = 1,800,000\text{円}$

簡易更新 $300a \times 10 \text{ 経営体} \times 3,000/10a = 900,000\text{円}$

| | 内容 作業時期：7～9月 | 農業者負担額 (種子、除草剤、 土改材代) | 補助金額 (1/2補助) |
|------|------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 完全更新 | 全面耕起（土壌反転耕）して播種 | 30,000円/10a | 15,000円/10a |
| 簡易更新 | 全面耕起しないで播種（表層を攪拌するなど様々な手法あり） | 6,000円/10a | 3,000円/10a |

(5) スケジュール

令和5年12月

通常会議（議決・予算審議）

要綱告示

令和6年1月～

事業周知、申請受付、交付決定

7月～9月

草地更新

10月～

補助金請求、支払い